

船舶事故調査報告書

平成27年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年8月3日 06時58分ごろ
発生場所	三池港 三池港北防砂堤灯台から真方位135° 25m付近 (概位 北緯33° 00.3′ 東経130° 23.5′)
事故の概要	貨物船晃徳丸は、北東進中、北防砂堤西端の浅所に乗り揚げた。 晃徳丸は、左舷船底外板に凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年8月7日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 晃徳丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	140824、三徳海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船底外板に凹損及び擦過傷、舵の整流板に曲損 簡易標識 標体に折損、基部にひび割れ及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2～3 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 北流約4ノット
事故の経過	本船は、肥料約400tを積載し、船首約1.3m、船尾約3.6mの喫水で、三池港の内港航路の入口に向けて北東進中、潮流の影響を考慮して右寄りの針路で航行していたところ、予想以上の潮流に圧流され、北防砂堤西端に設置された可航域を示す簡易標識に接触した後、浅所に乗り揚げた。 船長は、本事故後、強潮流時には時間調整を行うなどして、安全に入港すればよかったと思った。
分析	本船は、予想以上の潮流に圧流されたことから、北防砂堤西端に設置された可航域を示す簡易標識に接触し、続いて同端の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、予想以上の潮流に圧流されたため、北防砂堤西端の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・潮流の影響を受けやすい港に入港する際は、海象を十分に把握して入港計画を立てること。 ・潮流の影響を考慮した操船を行うこと。